

美祢市監査告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査（財務監査12月～2月）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和5年3月22日

美祢市監査委員 重村 暢之
同 荒山 光広

令和4年度定期監査（財務監査12～2月実施分）結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、美祢市監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査）

3 財務監査の対象

美東総合支所、厚保保育園、大田保育園、真長田保育園、赤郷出張所・公民館、美東センター・大田公民館、綾木出張所・公民館、真長田出張所・公民館、大嶺小学校、大田小学校、綾木小学校、淳美小学校、厚保中学校、大嶺中学校、美東中学校、大嶺学校給食共同調理場、厚保学校給食共同調理場、大田学校給食共同調理場、美東図書館

以上23所属

4 監査の着眼点及び主な実施内容

令和4年度における監査の実施に当たっては、市の事務事業について、「財務に関する事務の執行」、「経営に係る事務の管理」、「行政事務等の執行」などが適正になされているか（合規性）、計数等に誤りはないか（正確性）、最少の経費で最大の効果を上げているか（経済性、効率性、有効性）という観点を重視するとともに、組織及び運営の合理化に努め、規模の適正化を図っているかについて留意した。監査計画に基づき、経営感覚を持った事業実施、高いリスクが想定される事務事業等に着眼し、適正な事務の執行がなされているかについて、関係資料の試査並びに照査、必要に応じて関係職員から説明の聴取を行うとともに、決算審査及び例月出納検査の結果と連携した監査を実施した。監査の指摘事項等については、改善を図ることを目的とし、措置状況の報告を求める。

5 監査の実施場所及び日程

場所 監査委員事務局及び現地

日程 令和4年12月21日から令和5年2月13日まで

6 財務監査の結果

関係資料のうち、試査及び照査により監査した限り、重要な点においておおむね適正に執行されていると認められた。しかしながら、一部に改善、是正を要する事項が見受けられたので、所要の措置を実施するよう求める。

なお、軽微な事項については、監査実施時に口頭で改善を求めた。

所属	指摘事項	指導事項	検討事項	意見要望
綾木公民館		【業務委託について】 業務委託において完成写真はあるもの完了届の提出がなされていなかった。		
真長田公民館		【委託業務契約について】 シルバー人材センターへ環境整備委託業務が随契第2号により契約されていた。		
真長田公民館		【委託業務について】 防犯サービス委託業務において、長期継続契約の記載がなかった。		
淳美小学校		【淳美小学校】 【郵券について】 郵券台帳の集計（計算）が間違っていた。		
厚保中学校		【歳入金の取扱いについて】 学校施設使用料について、平成31年3月分を平成31年4月分（翌年度）の歳入として収納処理していた。		